

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 6 年11月15日 (金曜日)

定期 第 563 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○規則	
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（福祉子どもみらい・子ども家庭課）	883
○告示	
指定管理者の指定（文化スポーツ観光・スポーツ課）	883
漁業災害補償法による届出の審査結果（環境農政・水産課）	884
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定の失効（健康医療・薬務課）	884
急傾斜地崩壊危険区域の指定（県土整備・砂防課）	884
建築基準法による位置の指定を受けた道路の廃止（県土整備・建築指導課）	885
○選挙管理委員会告示	
公職選挙法施行令による指定施設の名称変更	885
公職選挙法施行令による施設の指定取消し	885
○公告	
都市計画の図書の写しの縦覧（県土整備・都市計画課）	886
開発行為に関する工事の完了（平塚土木事務所）	886
開発行為に関する工事の完了（厚木土木事務所）	886

規 則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年11月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第72号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第12条の 3 第 2 項第 4 号」を「第12条の 3 第 2 項第 6 号」に、「第13条第 3 項第 2 号」を「第13条第 3 項第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神奈川県告示第614号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項及び神奈川県立武道館条例（昭和57年神奈川県条例第 4 号）第 5 条の規定により、神奈川県立武道館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和 6 年11月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
シンコースポーツ株式会社
東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 1 号
- 2 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

神奈川県告示第615号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下法という。）第108条第 5 項において準用する法第105条の 2 第 3 項の規定による届出があったので審査した結果、次の区域及び区分において法第108条第 2 項の規定による同意があったものと認めた。

令和 6 年11月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域	区分
横須賀市西部区域 〔長井町漁業協同組合の地区〕	法第104条第 2 号に掲げる漁業のうち、主としてさし網を使用して営む漁業

神奈川県告示第616号

神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）第11条第 1 項の規定により、知事指定薬物の指定は、次のとおり効力を失う。

令和 6 年11月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N, N-ジエチル-2- {2- [(4-フルオロフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類（通称名 Flunitazene、Fluonitazene）
- (2) 化学名 N, N-ジエチル-2- {2- [(4-メトキシフェニル) メチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類（通称名 Methodesnitazene、Metazene）
- (3) 化学名 1- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) -4-メチル-2- (ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン及びその塩類（通称名 MD-PiHP、MD-PHiP）
- (4) 化学名 N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -5-ブロモ-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類（通称名 ADB-5' Br-PINACA）

2 失効の理由

1 の知事指定薬物が神奈川県薬物濫用防止条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

令和 6 年11月16日

神奈川県告示第617号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年11月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 区域の名称

大船地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第1号から第4号までを順次結んだ線及び標柱第4号と第1号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番
第1号	鎌倉市大船字谷之前1,898番
第2号	同 1,899番
第3号	同 1,919番ロ
第4号	同 1,916番

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第618号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和51年9月14日小建第2-4号で位置の指定をした道路を次のとおり廃止した。

令和6年11月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

廃止年月日	廃止番号	廃止した道路の位置	延長	幅員
令和6年6月10日	第R06指道 西土00002号	足柄下郡箱根町仙石原字出戸376の62の一部	メートル 15.65	メートル 6.00

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第56号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項の規定により指定した施設の名称の変更があった。

令和6年11月15日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 保 阪 努

変更前	変更後	変更年月日
メディカルホームメディトピア真田	医療特化型有料老人ホームメディトピアさなだ	令和6年7月1日

神奈川県選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項の規定による次の施設の指定を取り消した。

令和6年11月15日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 保 阪 努

名称	所在地
医療法人社団望星会鶴見西口病院	横浜市鶴見区鶴見1-12の31
有料老人ホームファミーユ湘南	高座郡寒川町大曲1-6の20

公 告

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により綾瀬市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和6年11月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 都市計画の種類及び名称
綾瀬都市計画生産緑地地区
- 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和6年11月15日

神奈川県平塚土木事務所長 近 藤 充 志

開発区域に含まれる地域の名称	中郡大磯町大磯字坂田山付840の2ほか3筆の各一部及び888の1ほか5筆
開発区域の面積	920.67平方メートル
開発許可を受けた者の住所	中郡大磯町大磯878
開発許可を受けた者の氏名	相模野興業株式会社 代表取締役 赤津 裕司
開発許可年月日及び許可番号	令和5年10月12日 神奈川県指令平土第610046号

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和6年11月15日

神奈川県厚木土木事務所長 森 尻 雅 樹

- | | |
|----------------|----------------------|
| 開発区域に含まれる地域の名称 | 綾瀬市深谷中3-2,042の14ほか5筆 |
| 開発区域の面積 | 624.16平方メートル |

開発許可を受けた者の住所	大和市大和東 3 - 3 の13
開発許可を受けた者の氏名	株式会社マーケットトラスト 代表取締役 狩野 富
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 6 年 2 月 16 日 神奈川県指令厚土東第610105号 (令和 6 年 7 月 17 日 神奈川県指令厚土東第610036号)
2	
開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市深谷上 7 - 4, 656 の 3 ほか 4 筆
開発区域の面積	904. 66平方メートル
開発許可を受けた者の住所	大和市大和南 2 - 2 の 6
開発許可を受けた者の氏名	有限会社日本ホームカンパニー 取締役 新倉 浩二
開発許可年月日及び許可番号	令和 6 年 6 月 19 日 神奈川県指令厚土東第610026号